

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念に基づき、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、事業特性や取り巻く環境等を踏まえ、透明・公正かつ迅速・的確な意思決定を行い、適切に業務執行できるよう以下の基本方針に従ってコーポレート・ガバナンスの充実に努めます。

- (1) 株主の権利を尊重し株主の実質的な平等性を確保するとともに、権利行使を適切に行うための環境の整備に努めます。
- (2) すべてのステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- (3) 法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組み、透明性の確保に努めます。
- (4) 取締役会、監査役及び監査役会は、(i)企業戦略等の大きな方向性の明示、(ii)経営陣幹部による適切なりスクテイクを支える環境整備、(iii)経営陣(執行役員を含む)・取締役に対する実効性の高い監督等、それぞれの役割・責務を適切に果たすよう努めます。
- (5) 持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主との間で建設的な対話を行うよう努めます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

当社の資本政策の基本的な方針は以下のとおりです。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、成長戦略への投資と種々のリスク対応を考慮した株主資本の水準を保持することを資本政策の基本とします。このため当社は、経営指標や財務指標の目標値を設定し、健全な財務基盤の構築を目指します。また、利益配分に関しては、「業績を反映した株主還元」を基本として、経営基盤強化に向けた内部留保の必要性和安定配当の維持にも意を払いつつ決定します。さらに、増資に際しては、既存株主を不当に害することのないように行います。

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

当社は、政策保有株式の保有について、取引先や提携先との関係及び連携の強化を図る目的で行うことを基本としています。政策保有株式については、毎年取締役会において、その狙い及び合理性を説明し、中長期的な経済合理性等を検証したうえで、保有の維持、買い増しまたは処分を決定しています。また、政策保有株式の議決権行使に当たっては、投資先企業及び当社の中長期的な企業価値の向上の観点から検証し、その判断を行うことを基準としています。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社では、取締役の競業取引、利益相反のおそれがある当社と取締役間の取引は、事前に取締役会において審議し承認を得ています。また、主要株主との重要な取引においては、当社の独立性確保の観点から、その取引条件等、事前に取締役会において審議し承認を得ることとしています。このように当社では、当社及び株主共同の利益を害することのない、またそのような懸念を惹起することのない監視体制をとっています。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(i) 当社は、経営理念、経営戦略及び経営計画について、当社ホームページ(<http://www.toho-titanium.co.jp/>)、株主総会、決算説明会等で開示しています。

(ii) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載のとおりです。

(iii) 取締役の報酬について、当社は、定款の定めに従って、株主総会にてその報酬総額の限度額を決議しています。取締役及び経営陣幹部の報酬を決定するに当たっては、一部業績連動型報酬制度を導入することを方針としており、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討したうえで、取締役会にて決定しています。

(iv) 当社は、経営陣幹部の選任と取締役及び監査役候補の指名を行うに当たり、企画、製造、技術、財務、会計、法務、経営など各分野において豊富な知識と経験を有し、当社の中長期的な企業価値の向上のために的確な助言及び判断ができるなど、それぞれの役割・責務を十分に果たし得る人材を候補者とするを方針とし、取締役会にて決定しています。経営陣幹部の選任と取締役及び監査役候補者の指名では、取締役会決議の前に独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて、検討を行っています。

(v) 当社は、取締役及び監査役候補の指名の理由を定時株主総会招集通知参考書類にて開示しています。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4-1-1)

当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しています。また取締役会は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、企業戦略その他会社の重要事項の決定を行うとともに、取締役の業務執行の監督を行う役割・責務を果たすとの観点から、法令・定款上、取締役会が決定すべきとされている事項及びその他社内規則で取締役会に付議することが定められている事項以外の決定については、執行役員会に権限移譲するとともに、取締役会は、執行役員会での業務執行状況の監督を行っています。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、取締役9名のうち、社外取締役を3名、さらにそのうち独立社外取締役を2名選任しています。独立社外取締役は、それぞれの分野の専門家であり、専門的かつ独立的な立場から、当社の経営方針や経営戦略などの重要な意思決定に対する助言を行い、ステークホルダーを代表す

る立場での意見を取締役に適切に反映させています。

【原則4 - 9 . 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に従って独立性の判断を行い、人選に当たっては、企画、技術、財務、法務、経営など各専門分野において豊富な経験を有し、優れた人格と見識を持ち、当社の企業価値の向上に貢献し得る人材であることを基準として選任しています。

【原則4 - 11 . 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4 - 11 - 1)

当社は、取締役は定款上12名以内であり、独立社外取締役を2名以上選任することとしています。取締役は、以下の要件を満たす者より選任することを方針とし、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討し、取締役会で候補を決定しています。

- (1) 取締役の役割・責務を十分に果たし得る者
- (2) 企画、製造、技術、財務、会計、法務、経営など各分野において豊富な知識と経験を有する者
- (3) 当社の経営を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する者
- (4) 社会的信用を有する者
- (5) 当社の中長期的な企業価値の向上のために的確な助言及び判断のできる者

(補充原則4 - 11 - 2)

当社では、取締役及び監査役の他の上場会社との役員の兼任状況について、毎年、事業報告の中で開示しています。

(補充原則4 - 11 - 3)

当社の取締役会は、社外を含む取締役及び監査役を対象としたアンケートを行い、その分析・評価を人事・報酬等諮問委員会において検討したうえで、取締役会の実効性について評価を実施いたしました。

分析の結果、取締役会の役割・責務、取締役会及び関連する機関の設計・構成、取締役会における審議の充実等の項目について、取締役会の実効性は概ね確保されていると評価しております。

【原則4 - 14 . 取締役・監査役のトレーニング】

(補充原則4 - 14 - 2)

当社は、取締役及び監査役がその役割と責務を理解し、これらを果たすため、以下の方針によりトレーニングを実施しています。

・社外取締役及び社外監査役が新たに就任する場合、取締役会での審議の活性化を図るため、当社事業内容(事業計画・戦略、財務、組織等)及び事業課題の説明(工場視察を含む)、経営陣幹部との対話など、当社事業内容を理解する機会を提供する。また必要に応じて、継続的に更新する機会を設ける。

・新任取締役及び新任監査役は、就任に際し、その役割と法的責任を含む責務についての外部セミナー等への参加など研修を実施し、知識と理解を深める。就任後も必要に応じて研修を継続する。

・上記費用は当社の負担で実施する。

【原則5 - 1 . 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

当社は、株主からの対話等の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応します。当社のIR活動は、社長及び経営企画部管掌役員をトップとして、経営企画部が担当部署となって活動を実施しています。IR担当は経理部門、総務部門及びその他関連部署と連携し、正確かつタイムリーな情報開示に努めます。具体的な株主等との対話等として、定時株主総会、決算説明会、個人株主からの問合せ対応、機関投資家取材対応等取り組んでいます。上記対話等における株主等からの意見については、取締役会において報告し、必要に応じて対応を検討・実施しています。経営戦略に関する未公表情報はもとより、四半期毎の決算発表前においては、決算期日から決算発表日まではサイレント期間とし、またインサイダーに関する社内規則に従い直近の決算や見通し数値などのインサイダー情報の取扱いに留意しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JXTGホールディングス株式会社	35,859,400	50.31
新日鐵住金株式会社	3,500,000	4.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	650,600	0.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	576,600	0.81
チェース マンハッタン バンク	569,432	0.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	543,800	0.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	543,200	0.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	501,100	0.70
大和証券株式会社	359,800	0.50
ジェービー モルガン チェース バンク	314,484	0.44

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無 更新

JXTGホールディングス株式会社 (上場:東京、名古屋) (コード) 5020

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社グループとの関係については、当社の自主性・独立性を確保したうえで、当社にとってのメリット等を考慮し、適宜連携・協力しあうことを基本とし、取引の可否、条件等は、都度協議・交渉を行ったうえで決定することとしております。
親会社グループとの重要な取引においては、当社の独立性確保の観点から、その取引条件等、事前に取り締役会において審議し承認を得ることとします。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
松木 教彰	他の会社の出身者													
村沢 義久	他の会社の出身者													
井窪 保彦	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松木 教彰		社外取締役の松木氏は、当社のチタン製品の販売先である新日鐵住金株式会社にチタン・特殊ステンレス事業部長として勤務しております。	松木氏は、新日鐵住金株式会社においてチタン・特殊ステンレス事業部長を務めており、同氏には、鉄鋼及びチタンの事業・業界に関する知識・経験を活かした意見、助言を頂いております。

村沢 義久		村沢氏は、MBAを取得し外資系企業の経営の経験があり、主に新エネルギーを専門とし、現在は合同会社Xパワーの代表を務めております。 同氏は、2010年6月に当社の社外取締役就任し、その知識・経験を活かした意見、助言は、当社の重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上に資しております。 また、同氏と当社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。
井窪 保彦		井窪氏は、弁護士として長年企業法務の各分野に携わっており、豊富な専門的知識と経験を有しております。 同氏は、2015年6月に当社の社外取締役就任し、その知識・経験を活かした意見、助言は、当社の重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上に資しております。 また、同氏と当社との間には、取引関係その他の特別な関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬等諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬等諮問委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明

取締役・経営陣幹部の人事及び報酬に関する事項、取締役会の実効性に関する評価等について審議し、取締役会に答申することを目的としております。
独立社外取締役及び代表取締役をもって構成し、年1回以上開催しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは、定期的に連絡会を開催し、監査体制、監査計画及び監査実施結果等について報告及び意見交換を行っております。
監査役と内部監査部門とは、定期的及び必要に応じ随時、打合せを開催し、監査方針、監査計画、監査留意事項等について意見交換を行っております。それぞれの監査結果については、相互に連絡・報告を行っております。また、必要に応じて、共同で監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒澤 誠一	公認会計士													
正親町 義彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒澤 誠一		黒澤氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に勤務していましたが、2010年に同法人を退職しました。	黒澤氏は、公認会計士として長年監査業務に携わっており、その知識・経験を活かし、2015年6月に当社の社外監査役に就任以来、独立した客観的な観点から当社の監査業務を行っております。 また、同氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の出身であります。同法人を7年前に退職後、同氏と当社との間には、取引関係その他の特別な関係はなく、一般株主との利益相反が生ずるおそれはないと判断しております。
正親町 義彦		正親町氏は、当社の主要借入先である株式会社みずほ銀行の前身である株式会社日本興業銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の出身であり、2005年に同行を退職しました。	銀行において企業審査部門の経験が長く、中国法人の総経理を務めるなど企業経営の経験があります。その知識・経験を当社の監査業務に活かされることを期待しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役賞与は、各事業年度ごとに、当該事業年度中に在任した取締役に対して、当該事業年度の連結業績(連結経常利益)に応じて支給いたします。その支給・不支給、各取締役に対する金額及び支給時期等は取締役会にて決定するものとします。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

平成29年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬等は、以下のとおりであります。

(1)報酬

取締役 9名 142百万円(うち社外 2名 12百万円)

監査役 4名 29百万円(うち社外 3名 9百万円)

(2)賞与

取締役 5名 41百万円(社外なし)

監査役 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬について、当社は、定款の定めに従って、株主総会にてその報酬総額の限度額を決議しています。取締役及び経営陣幹部の報酬を決定するに当たっては、一部業績連動型報酬制度を導入することを方針としており、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討したうえで、取締役会にて決定しています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在、社外取締役をサポートする専任のスタッフは配置していませんが、当社の担当取締役が社外取締役ときめ細かな連絡を行うことにより、当社の現状に関する情報提供を行っております。また、重要議案の取締役会付議に当たっては、事前に個別説明を行っております。社外監査役に関しても、現在、サポートする専任スタッフはおりませんが、今後必要に応じて、監査役の職務補助のためのスタッフを置くことを検討いたします。その場合、当該スタッフの人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)業務執行

経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しております。

取締役会は、当社及び当社グループに関する重要な事項の意思決定を行うほか、経営方針、戦略、計画の策定を担当します。社外取締役からは、取締役会において専門的知識を活かした意見、助言を頂いております。執行役員は、取締役会から業務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の業務の執行に関し責任を負います。

経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査役及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を開催し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行っております。

以上の体制のもと、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行っております。

(2)監督

業務執行のうち、一定の重要事項については、事前に取締役会若しくは執行役員会の決議又は社長その他の決裁権者の決裁を経ることとしており、その具体的基準は社内規程で定めております。

また、執行役員会において、毎月定期的に、全社及び部門別の収支見通し、全社及び部門別の月次決算、各部門の課題進捗状況を報告しており、これにより業務執行状況をきめ細かく監督しております。

取締役会においては、定期的に、業務・業績の概況報告を行っております。

(3)監査

ア監査役監査

会社法に基づき、取締役の職務執行及び会計・計算書類の監査を行っております。監査においては、コンプライアンス及び内部統制に関する事項の整備、運用状況を中心に、予防監査に重点を置いております。

監査は、年間の監査計画書に基づき、取締役会その他重要な会議への出席、稟議書その他業務執行に関する重要な書類の閲覧並びに業務ヒアリング、往査、その他の方法による調査により行っております。

監査の過程において必要であると認めるときは、都度、改善指導を行っております。また、業務ヒアリングの結果に基づき、監査調書を作成し、代表取締役社長及び被監査部門の担当取締役に提出しております。年間の監査結果に基づき、監査役会で審議のうえ、監査報告書を取りまとめ、代表取締役社長に提出しております。

イ会計監査人監査

会社法及び金融商品取引法に基づき、計算書類、連結計算書類、有価証券報告書、四半期報告書の監査を行っております。

当社の会計監査人は、新日本有限責任監査法人であります。

ウ内部監査

経営の合理化、効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的に、当社の内部監査規則に基づき実施しております。

担当部署は、主として内部統制推進室であり、必要に応じ同室以外の者が臨時監査担当者として協力しております。

監査は、年間の監査計画書に基づき、実地監査及び書面監査又はこれらの併用により行っております。

監査結果は、代表取締役社長に報告するとともに、改善要望事項等がある場合には被監査部門に通知し、その改善実施の状況を報告させております。

以上の体制のもと、経営に対する実効的監査を行っております。

(4)指名

経営陣幹部の選任と取締役及び監査役候補の指名を行うに当たり、企画、製造、技術、財務、会計、法務、経営など各分野において豊富な知識と経験を有し、当社の中長期的な企業価値の向上のために的確な助言及び判断ができるなど、それぞれの役割・責務を十分に果たし得る人材を

候補者とすることを方針とし、取締役会にて決定しています。経営陣幹部の選任と取締役及び監査役候補者の指名では、取締役会決議の前に独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて、検討を行っています。

(5) 報酬

取締役の報酬について、当社は、定款の定めに従って、株主総会にてその報酬総額の限度額を決議しています。取締役及び経営陣幹部の報酬を決定するに当たっては、一部業績連動型報酬制度を導入することを方針としており、独立社外取締役を主な構成員とする「人事・報酬等諮問委員会」にて検討したうえで、取締役会にて決定しています。

(6) 責任限定契約

業務執行取締役等を除く取締役及び監査役の全員と賠償責任限度額を法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」に記載のとおりです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成29年の定時株主総会の招集通知は平成29年6月2日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成29年の定時株主総会は平成29年6月22日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権行使を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)を英訳し、東証及び当社のホームページにて公開しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにてディスクロージャーポリシーを公開しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算の説明会をそれぞれ開催しております	あり
IR資料のホームページ掲載	財務諸表、決算短信、プレスリリース等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画部 IR担当役員: 経営企画部 管掌役員	
その他	業績情報だけでなく、経営方針や経営戦略、事業環境、経営課題などを積極的かつ明瞭に開示するように努めております。また、アナリスト説明会等で使用した資料は、ホームページ上で公開するなど、公平な情報開示に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東邦チタニウムグループの「企業倫理規範」において、顧客、株主、従業員、地域社会等幅広いステークホルダーの立場を尊重し、法令遵守はもとより社会規範・企業倫理に則って誠実に行動すべき旨を規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地域社会への貢献活動として、工場見学会等を通じた学校の教育・研修活動への支援やサッカー部の活動等を通じた地元少年スポーツへの支援などを行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	事業活動に関する情報を積極的かつ公正に開示することにより、経営の透明性を高めて、幅広いステークホルダーとのコミュニケーションを図ることを方針としております。
その他	従業員に対しては、能力に応じた男女同一処遇を徹底しており、女性も技術系、事務系それぞれの第一線で活躍しています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(基本的な考え方)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループは、業務の執行に当たり、国内及び海外の関連法令、社内の規程、通達等を遵守し、公正で健全な事業活動を行う。
- (2) (1)を徹底するため、当社グループの「企業倫理規範」を役員・従業員に周知し、同規範に基づく継続的な教育・研修を通じ、法令の遵守と公正な事業運営に万全を期す。
- (3) 内部監査担当部署は、毎年、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示する。
- (4) 代表取締役社長の下に企業倫理推進責任者及び企業倫理推進委員会を設置する。企業倫理推進委員会では、法令遵守に関するグループ方針の策定や遵守状況のチェックなどのほか、当社グループの全体的な対応を必要とする事項などに関する検討を行う。
- (5) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。
- (6) 取締役会の適正な運営を図るため、取締役会規則を制定する。取締役会は、同規則に基づき、十分な審議を経て、当社グループの経営方針・戦略・計画、その他重要な事項を審議・決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。取締役は、この報告を適切に行う。また、社外取締役及び社外監査役が取締役会に出席して審議に加わることにより、重要事項の決定における客観性の確保及び妥当性の一層の向上を図る。
- (7) 法令違反行為の早期発見及び早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、弁護士とも連携した内部通報制度(相談窓口制度)を整備・運用する。
- (8) 反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当な要求に対しては断固たる態度で臨む。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る請議書、議事録等の文書その他の情報については、法令及び社内規程に従い、適切に作成、保存及び管理(廃棄を含む。)を行う。
- (2) 営業秘密(技術情報、販売情報等)の管理、重要な内部情報の管理及び個人情報の保護に万全の注意を払う。
- (3) 会社法等の法令及び証券取引所の規則を遵守し、会社情報の適時、適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 事業の継続的な発展のためには、事業運営に伴う損失の危険(リスク)を適切に把握・管理し、損害の発生・拡大を防止する体制の確立が不可欠である。特に、事故・災害や環境汚染を起こさないこと並びに品質不良や品質トラブルを発生させないことは、製造会社として、最も重視しなければならない事項であることを強く認識する。
- (2) この認識の下、リスク管理規程を制定してリスク管理基本方針を定め、取締役会の下にリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会では当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性、各リスクテマ共通の仕組みの検討、協議・承認等を行う。
- (3) 当社グループにおいては以下の事項を継続的に実施し、リスクの管理に万全を期す。
 - ア. 各業務におけるリスクの認識と重要度の評価
 - イ. リスクの予防策、発生時の対応策の策定(マニュアル化)並びにその見直し
 - ウ. 教育・訓練の徹底
 - エ. 以上の実施状況の確認とフォロー
- (4) 経営に重大な影響を及ぼす地震、重大事故等が発生した場合に備え、情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制及び規程類を整備・運用する。
- (5) 事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たっては、事業運営や投資に伴うリスクを適切に把握し、それに対する対応策を課題として織り込むよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、それぞれの社内規程において組織、業務分掌、決裁権限等を定め、効率的に業務を遂行する。
- (2) 当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会から業務の委嘱を受け、権限委譲された範囲の業務の執行に関し責任を負う。
- (3) 当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査役及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行う。
- (4) かかる体制のもと、会社の現状と事業環境に即応した機動的な意思決定と業務執行を行う。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 内部統制システムの構築に当たっては、子会社を含めた「東邦チタニウムグループ」として取り組むことを基本とする。
- (2) 子会社の事業運営については、グループ経営会議において方針の意識統一を図るとともに、当社が子会社の予算、事業計画等を承認し、実施状況のモニタリングを実施する。
- (3) 子会社の業績・事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受ける。
- (4) 子会社における一定の重要事項については、事前に当社の社内規程に基づく決裁を経てから実施することとする。

6. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、独立の上場会社であり、内部統制システムの構築については親会社から独立して取り組むことを基本とする。但し、親会社とは、適宜、情報交換及び連携を図るものとする。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助する使用人は置いていないが、今後必要に応じて、監査役の職務補助のための使用人を置くことを検討する。その場合、当該使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。また、当該使用人の職務については取締役からの独立性を確保するとともに、監査役の指示の実効性を確保するために必要な措置を講ずる。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、職務の執行状況を定期的に監査役に報告するとともに、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに監査役に報告する。
 - (2) 当社グループの使用人は、監査役のためにより往査に応じるとともに、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに上司を通じて監査役に報告する。
 - (3) 監査役への報告、内部通報制度の利用その他適正な方法によって会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記するなど、必要な体制を整備・運用する。
9. その他監査役の実効的な監査が行われることを確保するための体制
- (1) 監査役が定めた監査基準及び監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行及び監査環境の整備に協力する。
 - (2) 監査役が執行役員会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、

監査役の求める事項について、適切な報告が行われるよう体制を整備・運用する。

(3) 代表取締役その他の経営陣は、監査役と随時会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行う。

(4) 内部監査・内部統制担当部署は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査役に報告する。また、監査の実施に当たっては、監査役と緊密な連携を保つよう努める。

(5) 監査役の職務の執行に係る費用又は債務については、会社法の規定により、監査役の請求に基づき、会社が適切にこれを負担する。

(整備状況)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社グループの法令遵守等に関する行動基準を規定した「企業倫理規範」を社内イントラネットに掲載し、役員・従業員への周知を図っています。また、同規範に基づき、役員をはじめとする階層別教育を実施しています。

・内部統制推進室は、内部監査規則及び内部監査計画に基づき、当社グループの法令・社内規程の遵守状況を含む監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告するとともに、改善を要する事項等がある場合には当該部門に指示しています。

・企業倫理推進委員会を年2回開催し、法令遵守状況の報告等を行っています。

・金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しています。

・取締役会規則に基づき、社外取締役及び社外監査役出席のもと、当期は13回の取締役会を開催し、重要な事項を決定するとともに、取締役から定期的に職務の執行状況の報告を受けています。

・法令違反等の通報窓口として、社内の他、社外として弁護士を窓口とした相談窓口制度を導入しており、その運用状況を企業倫理推進委員会、取締役会において報告しています。

・「東邦チタニウムグループ反社会的勢力対応基本規程」に基づき、反社会的勢力との関係遮断のため取引先調査及び契約上の措置等を実施しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・議事書、取締役会議事録等の文書については、法令及び「文書取扱規則」に従い、適切に作成、保存及び管理(廃棄を含む。)を行っています。

・「機密情報管理規則」、「内部情報管理規則」、「個人情報取扱規則」等の規則に基づき、営業秘密、重要な内部情報及び個人情報の保護を行っています。

・法令及び証券取引所の規則に従い、会社情報の適時、適切な開示を行っています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・リスク管理を適切に行うため、「リスク管理規程」を制定してリスク管理基本方針を定め、リスク管理委員会を設置しています。リスク管理委員会は年2回開催し、当社グループ全体のリスク管理の方針・方向性の協議・承認等を行うとともにリスク管理の実施状況の確認とフォローを行っています。

・緊急事態が発生した場合に備え、「危機・緊急事態対応規程」を定めており、特に地震や重大事故発生時には各マニュアルを策定しています。また、地震後の復旧手順等を定めたBCPを策定しています。

・デリバティブ取引に関して、「為替予約管理規則」を制定し、管理しています。

・事業計画の策定や設備投資計画の立案に当たり、事業運営や投資に伴うリスクへの対応策を織り込むようにしています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社及び子会社は、効率的な業務遂行のため、「決裁権限基準表」、「職制」等の規程を定めています。

・当社は、経営組織における責任体制の明確化及び業務執行の迅速化を目的として、執行役員制を採用しています。

・当社は、経営層の意思疎通を密にするため、執行役員、常勤監査役及び社長が指名するその他の者で構成する執行役員会を設置し、重要な意思決定や業務に関する報告、連絡、調整等を行っています。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・子会社の事業運営については、年2回開催するグループ経営会議において方針の意識統一を図っています。

・子会社の予算、事業計画その他一定の重要事項については、事前に当社の決裁権限基準表に基づく決裁を行っています。

・子会社の業績、事業概況について、執行役員会等の場で定期的に報告を受けています。

6. 当社及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・親会社とは別に独自に内部統制システムを構築しています。

・親会社と、適宜、情報交換を行い、連携を図っています。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性確保に関する事項

・総務担当、秘書担当等の使用人が適宜監査役を補助しており、監査役は監査役の職務を補助する専任の使用人を置くことを求めていないため、監査役の職務補助のための専任の使用人は置いていません。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・取締役並びに子会社の取締役及び監査役は、職務の執行状況を定期的に監査役に報告しています。また、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに監査役に報告することとしています。

・当社グループの使用人は、監査役の求めにより往査に応じるとともに、法令・定款違反又はそのおそれが生じたときは速やかに上司を通じて監査役に報告することとしています。

・相談窓口制度において、会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを規定しており、監査役への報告もこれに準じて取り扱うこととしています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・各部門、各箇所は、監査役監査に協力的に対応しています。

・常勤監査役は執行役員会、業務報告会等に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握しています。

・代表取締役その他の経営陣は監査役との会合をもち、当社グループの経営課題等について意見交換を行うほか、会合の中で監査役が求める事項について報告を行っています。

・内部統制推進室は、内部監査の状況及び内部通報制度の運用状況について、監査役に報告しています。

・当社は、監査役の職務の執行に係る費用又は債務について、監査役の請求に基づき、適切にこれを負担しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、その圧力に屈することなく毅然とした態度で臨み、不当な取引・要求には一切応じないことを基本方針とし、東邦チタニウムグループ企業倫理規範の行動基準においてその旨を規定しております。

上記基本方針を受け、社内規程で反社会的勢力への対応の概要を定めるとともに、取引先については反社会的勢力該非調査等を随時行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要

1. 重要な意思決定

重要な意思決定(子会社・関連会社に係る重要な意思決定を含む)に関しては、「決裁権限基準」等の社内規程で定めるところにより、取締役会、執行役員会の決議等の手続きを経ることとしております。

2. 重要な発生事実の把握

重要な発生事実(子会社・関連会社に係る重要な発生事実を含む)に関する情報は、原則として担当部門から情報取扱責任部署である経営企画部に集約し、同部を通じ取締役会、執行役員会等へ報告することとしております。

3. 決定事実及び発生事実の開示

以上の手続きの過程で適時開示が必要と判断された重要事実に係る情報は、東京証券取引所規則等に従い速やかに開示することを徹底しております。

開示の要否並びに具体的時期、方法及び内容は、情報取扱責任者である経営企画部管掌役員が一次的に判断の上、社長が最終的な決定を行っております。なお、開示の要否は、法令、東証規則等に従って判断しておりますが、開示が義務付けられていない事実についても、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼすものについては、積極的に開示するように努めております。

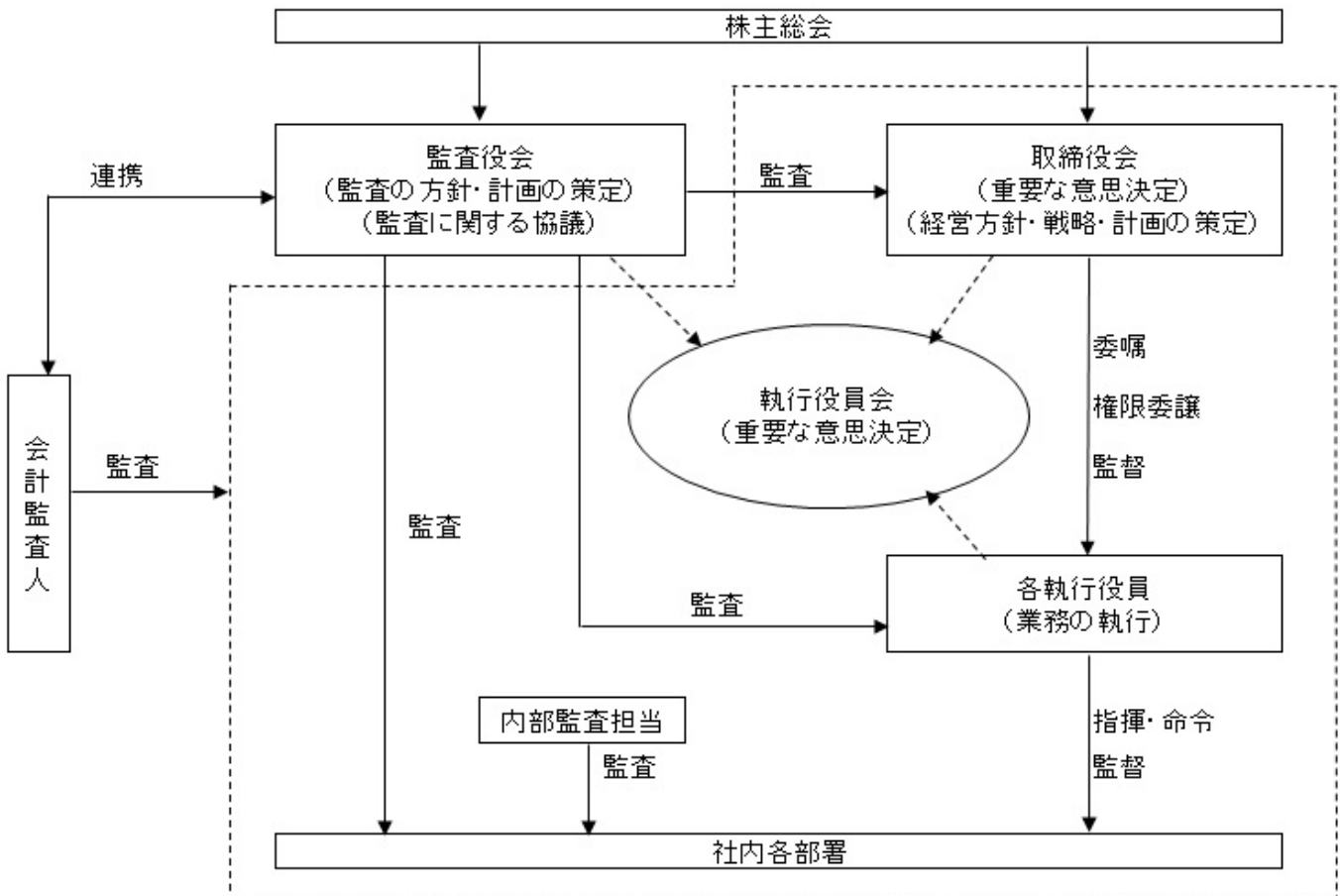
4. 決算情報の開示

決算に関する情報は、経理部が資料を作成し、取締役会の承認を経て、開示を行っております。

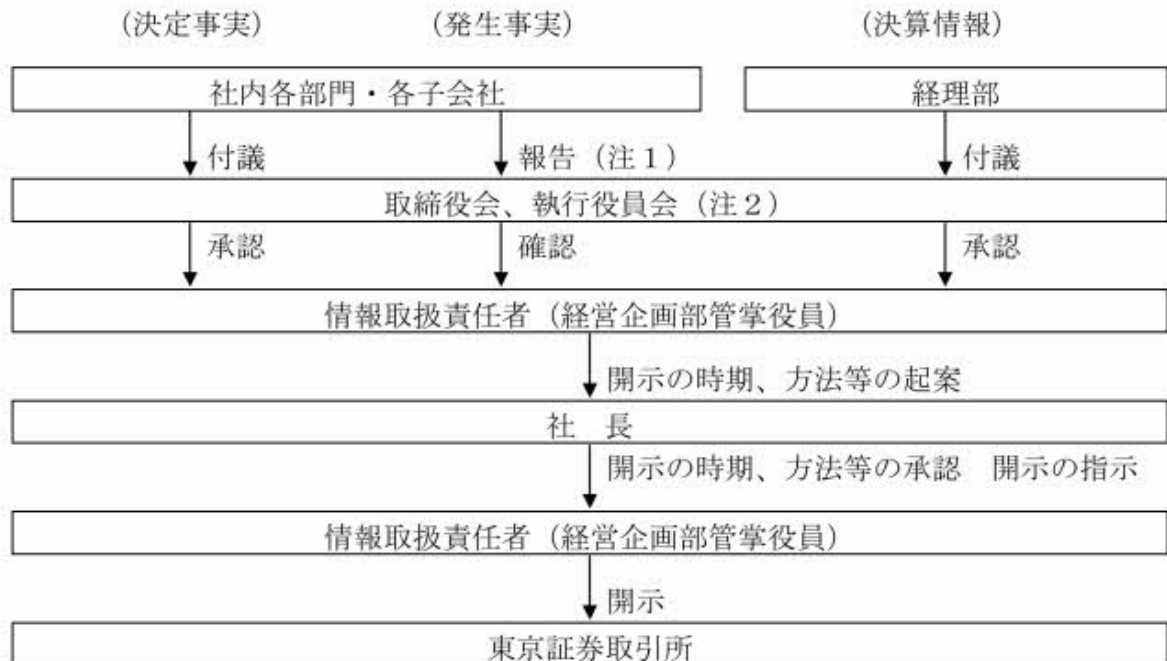
業績見直しについては、取締役会及び執行役員会において随時見直しを行い、公表した従前の予想値と比較して大きな差異が見込まれる場合は、速やかに公表することとしております。

5. その他

開示は、社長の承認を得た上で、情報取扱責任者である経営企画部管掌役員又はその指名する者が行います。経営企画部は、情報取扱責任者の指示により、開示文案の作成等の実務を行います。



適時開示手続きの業務フロー



(注1) 緊急を要する発生事実に関する情報は、社長の判断により、取締役会への報告の前に開示することができる。

(注2) 執行役員会：

執行役員、常勤監査役及び社長が指名するその他の者で構成。会社の重要事項に関する審議及び社長への意見具申並びに業務執行に関する報告、連絡、調整を目的とする。

